

手塚たかひろ

市民・自治・平和

議会報告

No. 22

2015年7月15日

連絡先 枚方市禁野本町 1-5-15 106

Tel・Fax 072-849-1545

自宅 枚方市宮之下町 13-12

携帯 080-1509-0706

ブログ <http://ameblo.jp/shiminnokai-tezuka-t/>

HP <http://www.tezukatakahiro.info/>

2期目がスタート

—政務活動費廃止、議員報酬半減に向けて取り組む

4月26日の議会選挙で2781票の支持をいただき、市会議員2期目が始まりました。今年は、厚生常任委員、枚方寝屋川消防組合議員に就任。福祉・医療・清掃など市民生活に密接な委員会において、福祉向上に向けて取り組みます。

また、今後も政務活動費を1円たりとも受け取らず、議員報酬の半分の供託を継続。選挙期間中に訴えた全議員への政務活動費支給廃止、議員報酬半減の実現に向けて頑張ります。



6月定例会議会の報告

【本会議（6月26日）】

◆「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」が、賛成20（手塚、民主市民、連合市民、共産、維新）で採択されました。安倍内閣の『憲法9条を壊し戦争をする国への動き』に反対です。安全保障関連法案を廃案に！

◆「枚方市立図書館の充実、発展を求める請願」の紹介議員になりました。残念ながら、賛成5（手塚、共産4）で否決されました。

【一般質問（6月24日）】

①美術館建設について、②宅地開発による環境問題について、③マイナンバーについて、④生活保護について、⑤職員の労働実態について、質問しました。主な質疑の要約は下記。

◇美術館建設について

Q. 市民の妨害で工事着工が遅れていると市は言っているが、市民の対話を求める行動を妨害としか受け取れない貧困な発想が、市民との実りある対話を困難にし、不正常的な状態を長引かせている原因だ。美術館建設についての覚書の法的な位置付けは。最終的には譲渡契約書などを結ぶのか。

A. 覚書は、私法上の契約。別途、確認事項等について寄附者と協議を行い、書類を整えて寄附をいただく。

Q. なぜ30年以内に用途変更した場合の建設経費の返還など、市にとって不利な取り決めを行ったのか。

A. 寄附者の善意を一時的にないがしろにしないという行政の姿勢を明らかにするため取り決めを行った。なお、30年は、大幅な施設の改修が見込まれる時期を想定した設定。

Q. 今年7月1日に工事着工の場合、竣工時期は。

A. 工期は11ヶ月程度で、本年7月に工事着工した場合には、来年5月末の竣工予定。

Q. 枚方市立美術館条例の施行日の2016年3月末までに工事が竣工しない可能性が高いが、その場合条例の取り扱いはどうなるのか。

A. 美術館の建設工事が遅れていることから、条例の附則については一部改正の手続きを適切な時期に行う必要がある。

Q. 夏休み期間については、バリケードを撤去するべきだ。バリケードは寄附者からの無償貸与だが、借用にあたっての条件や契約は。

A. 香里ヶ丘中央公園の立入禁止区域は、美術館の建設工事を安全に進めるための環境づくり。今後も状況を見て適切に判断する。広場利用者の安全確保のため、寄附者が所有するB型バリケードを設置した。

要望：反対の市民は決して一部少数ではなく、反対の声は確実に広がっている。市長は事態を正しく認識し、再検討へ向けて決断すべきだ。香里団地センター地区都市再生整備計画は、交付金申請前に、地元住民への十分な説明と話し合いを行うこと。

◇マイナンバーについて

Q. 来年の1月からマイナンバーが利用開始になる。どの分野で特定個人情報のやり取りをしようとするのか。

A. 利用範囲は番号法により、社会保障・税・災害対策の分野と限定されている。本市も同分野での活用を行う。

要望：個人情報の保護には万全を期し、民間への情報交換の拡大などについては反対すること。

◇生活保護について

Q. 7月からは住宅扶助の基準が引き下げられる。激減緩和のための経過措置適用だけでは、住居の確保が困難なケースもある。住宅扶助の取り扱いにおいて特段の配慮が必要。どう対応するのか。

A. 住宅扶助の上限額を超えた家賃でも、世帯員の状況や地域の住宅事情によりやむを得ないと認めると、国が示す特別基準を適用し家賃を支給している。今回の住宅扶助基準額の改定においても同様の規定が示されており、引続き適切に対応する。

◇職員の労働実態について

Q. この数年で大幅に正職員数が減少している。部署によっては残業が多いように思う。正規職員と、非正規職員の割合。本市職員一人当たりの時間外勤務時間数は。

A. 今年の4月1日現在で、正職員と再任用職員とを合わせた正規職員が全体の約71%、任期付職員や非常勤職員といった非正規職員の割合は約29%。職員一人当たりの一月における時間外勤務の平均時間数は、平成24年度が9.5時間、25年度は9.9時間、26年度は10.9時間。



要望：民間委託や指定管理者に委ねた業務も入れると、市の業務に携わる正規職員の比率は50%を割るのではないか。今後も、時間外労働縮減のため、正規職員の増員とサービス残業の根絶に向けた取り組みを強化すること。

次回の本会議は9月28日(月)から開催予定です。出前議会報告をいたします。声をかけてください。